

平成26年6月25日  
道 路 局

## 改正道路法（H26・5成立）の関係省令の整備について

今国会において、5月28日に成立した「道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）」により、道路法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法等が改正されました。

本法律の施行に当たり、公布の日から3ヶ月以内に施行される部分における省令への委任事項に関する規定の整備やその他の所要の改正を行う「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令」を本日（6月25日）公布しましたので、お知らせいたします（施行は、本年6月30日を予定）。

省令の内容としては、

- （1）国の補助対象となる高速道路の連結部分（スマートインターチェンジ）
- （2）特定更新等工事の対象となる施設又は工作物

等について定めるものです。

なお、本省令については、パブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行った結果、ご意見はございませんでした。

○問い合わせ先：

道路局 路政課 企画専門官 高田 龍

代表：03-5253-8111（内線 37332）直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令  
の一部を改正する省令について

平成26年6月  
国土交通省  
道路局路政課

1. 改正の背景

今国会で成立した道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）により、道路法（昭和27年法律第180号）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下、「機構法」という。）等が改正されました。

本法律の施行に当たり、公布の日から3ヶ月以内に施行される部分における省令への委任事項に関する規定の整備やその他の所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) スマートインターチェンジ関係（機構法第12条第1項第6号関係）

**法律** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（抄）  
（業務の範囲）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

六 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

→**省令** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（抄）  
（法第十二条第一項第六号の国土交通省令で定める部分）

第十九条の二 法第十二条第一項第六号の国土交通省令で定める部分は、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的とする高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の部分とする。

(2) 特定更新等工事関係（機構法第13条第1項第2号関係）

**法律** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（抄）  
（協定）

第十三条 （略）

二 …特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。…）…

→**省令** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（抄）  
（特定更新等工事の対象となる施設又は工作物）

第二十条の二 法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、橋、トンネル、高架の道路、土工及び防護施設とする。

※その他、所要の改正を行います。

3. スケジュール

公布：平成26年6月25日（水）

施行：平成26年6月30日（月）

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号） 抄

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

七～十一 （略）

2 （略）

（協定）

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

一 （略）

二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。以下同じ。）を除き、修繕に係る工事）の内容

三 特定更新等工事の内容

四～九 （略）

2～5 （略）